

ノースジャパン素材流通協同組合青年部会規約

(目 的)

第1条 本会は、ノースジャパン素材流通協同組合（以下「N J 素流協」という。）の青年経営者が集い、経営・技術等の向上や社会貢献の事業に取り組み、他の青年部会等との交流や会員相互の親睦に努め、もってN J 素流協の発展に寄与し、次代を担う原動力になることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、ノースジャパン素材流通協同組合青年部会と称する。

(会員資格)

第3条 本会の正会員は、N J 素流協の組合員たる事業所の若手経営者および経営に携わる後継者であって20歳以上かつ満45歳以下の者とする。

- 2 46歳以上かつ満50歳以下の者は賛助会員として新規または正会員からの継続で入会することができる。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 素材生産、森林整備、木材流通の発展・改革に資する調査・研究。
- (2) 森林ボランティアなど地域社会への貢献活動。
- (3) 他組織の青年部会等との交流活動。
- (4) 会員相互の親睦を図るための諸行事の開催。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(入 会)

第5条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

- 2 入会申込者が組合員の代表者以外の場合は、代表者の推薦を受けることとする。
- 3 入会の承認後、入会金として一律5,000円を納入する。納入は、別途通知する口座への振込又は現金により行う。

(退 会)

第6条 退会は、会員が所属する事業所がN J 素流協の組合員たる資格を喪失した日、もしくは会員の退会届の提出があり、役員会で了承したときとする。

- 2 第3条（会員資格）に定める年齢に達したときは、その日の属する年度の末日をもって退会とする。
- 3 退会に当たって入会金は返還しない。

(会費)

- 第7条** 本会の年会費は、正会員5,000円、賛助会員10,000円とする。
- 2 会費は、別途通知する現金口座への振込又は現金により納入する。なお、振込手数料は会員の負担とする。
 - 3 年度途中の入会の場合も、入会する月に関わらず全額納付とする。
 - 4 年度途中で退会する場合、納入済みの会費は返還しない。

(役員構成と任期)

- 第8条** 本会に以下の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充のために選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 幹事 若干名
 - (4) 監事 2名

(役員選任)

- 第9条** 役員は、本会の正会員の中から総会において選任する。

(役員任務)

- 第10条** 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代理する。
 - 3 幹事は、業務を執行する。
 - 4 監事は、会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

(会議の種類および召集)

- 第11条** 会議は、総会、役員会とする。
- 2 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎年度終了後2ヶ月以内に開催する。また、臨時総会は、必要があるときは何時でも、役員会の議決を経て開催する。
 - 3 役員会は、役員全員で構成し、必要に応じてその都度開催する。
 - 4 会議は会長がこれを召集し、その議長となる。

(総会の議事)

- 第12条** 総会の議事は、正会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 2 正会員は、やむを得ず総会に出席できない場合、委任状を提出して他の正会員に議決を委任することができるものとし、委任状を提出した者は総会に出席したものとみなす。ただし、受任者氏名の記載がない場合および役員会が定める期限までに委任状の提出がない場合は、議長に委任したものとみなす。
 - 3 総会において、賛助会員は議決権を有さない。

(総会の議決事項)

第13条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更。
- (2) 事業報告および収支決算の承認。
- (3) 事業計画および収支予算の承認。
- (4) 役員を選任。
- (5) その他特に重要な事項。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第15条 本会の経費は、N J 素流協青年部会事業費、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(事務局)

第16条 本会の事務局はN J 素流協内に置く。

- 附則
- 1 本規約に定めのない事項については、役員会においてこれを定めることができる。
 - 2 この規約は、2019年 月 日から施行する。
 - 3 最初の事業年度は、第12条(事業年度)の規定にかかわらず、本青年部会設立の日から2020年3月31日までとする。